

○令和 2 年度実績報告

規制緩和期間：令和 2 年 7 月 1 日（水）午前 8 時 00 分 から
令和 2 年 10 月 13 日（火）午後 2 時 00 分 まで（105 日間）

規制緩和区間：石室山荘上部分岐 から 横道十字路を通り剣ヶ峰山頂 まで
二ノ池 から 横道十字路を通り剣ヶ峰山頂 まで

○令和 3 年度 黒沢口登山道規制緩和について

規制緩和期間：令和 3 年 7 月 1 日（木）午前 8 時 00 分 から
令和 3 年 10 月 12 日（火）午後 2 時 00 分 まで

規制緩和区間：黒沢口登山道（下記規制図）

- （ア） ①横道十字路から②剣ヶ峰山頂までの登山道
- （イ） ③二ノ池山荘から概ね 100～200m 地点の④木曽町地籍内地点※

規制緩和に関する安全対策等：

- 看板及び規制ロープにより立ち入り禁止区域を規制。
- パトロール隊員・山小屋従業員による巡回。（随時）
- 最終日は混雑による渋滞・トラブル防止のため、午後 1 時 30 分頃より剣ヶ峰山頂から下山誘導を行い、午後 2 時 00 分に規制緩和終了。

※（イ）の区間については、現在関係機関と調整中であるため、今後、規制地点を変更する準備が整った段階で、改めて御嶽山火山防災協議会関係者へ報告を予定（詳細は添付資料のとおり）

【令和 3 年度登山道規制図】



※令和 2 年 10 月 13 日規制緩和の終了時から

①横道十字路で剣ヶ峰山頂方面を規制中。

常時通行可能登山道： —————
規制緩和時の通行可能登山道： - - - - -
立入規制登山道： —————